



**そんぽ24業績のお知らせ**

SONPO 24 INSURANCE CO., LTD.

**2006**

そんぽ24損害保険株式会社

# 目次

---

## 2005年度業績のお知らせ

---

## 損害保険用語の解説 ..... 24-28

---

### I. 主要な業務に関する事項

1. 当期の業績概況 ..... 1-2
2. 直近の5事業年度における主要な業務の  
状況を示す指標 ..... 3
3. 業務の状況を示す指標等 .....4-14
  - (1) 主要な業務の状況を示す指標等
  - (2) 保険契約に関する指標等
  - (3) 経理に関する指標等
  - (4) 資産運用に関する指標等
  - (5) 特別勘定に関する指標
4. 責任準備金の残高の内訳 .....14

### II. 財産の状況

1. 計算書類 ..... 15-19
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益計算書
  - (3) キャッシュ・フロー計算書
  - (4) 損失処理の状況
2. リスク管理債権 ..... 19
3. 元本補てん契約のある信託に係る  
貸出金の状況 ..... 19
4. 債務者区分に基づいて区分された債権 ..... 19
5. ソルベンシー・マージン比率 ..... 20
6. 時価情報等 ..... 21
- 財務諸表の適正性に関する確認書 ..... 22

# I 主要な業務に関する事項

## 1. 当期の業績概況

平成17年度のわが国経済は、企業収益が引き続き改善する中で、民間設備投資は堅調に推移し、国内企業部門の好調さが会計部門にも波及するなど、引き続き緩やかな景気回復基調となっていました。原油価格の高騰など懸念材料があり、景気の先行きは不透明です。

損害保険業界におきましては、消費者の関心が高い第三分野商品など引き続き好調だったものの、価格競争が激しく、経営環境は依然として厳しい状況にありました。

このような中で、当社は、キャラクター「ハナコアラ」によるマスメディア広告を中心とした直販方式と、親会社である日本興亜損保社の営業網を通じて設置した媒介方式による代理店販売を併用する既存損保社とは異なるビジネスモデルを展開してまいりました。

平成17年11月には朝日生命保険相互会社との提携を発表し、平成18年1月より同社による募集・販売をスタートするなど、販売力の一層の強化に努めてまいりました。

また、平成17年8月より段階的に当社の損害調査体制を日本興亜損保社の損害サービス網に移行し、より良質なレベルの損害調査サービスを提供することが可能となりました。

このような状況下で、当期の損益の状況は次のとおりとなりました。

まず、経常収益については、保険引受収益が6,652百万円、資産運用収益が24百万円、その他経常収益が0百万円となった結果、6,677百万円となり、前年度に比べて283百万円の増加となりました。一方、経常費用については、保険引受費用が5,093百万円、営業費及び一般管理費が4,933百万円、その他経常費用が33百万円となった結果、10,061百万円となり、前年度に比べて485百万円の増加となりました。

この結果、経常損失は3,384百万円となり、これに特別損失、法人税及び住民税を加算した当期純損失は3,400百万円となり、前年度と比べて201百万円の増加となりました。

保険引受の概況は次のとおりです。

保険引受収益のうち正味収入保険料については、6,644百万円となり、前年度に比べて4.1%の増収となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金については、3,619百万円となった結果、正味損害率は68.0%となり、前年度と比べて2.5%の上昇となりました。

また、保険引受に係る営業費及び一般管理費については、自社使用ソフトウェアなどシステム関係費の増加や、マス広告を積極的に行なったことなどから前年と比べ493百万円増加の4,933百万円となった結果、正味事業費率は79.5%となり、前年度と比べて4.0%の上昇となりました。

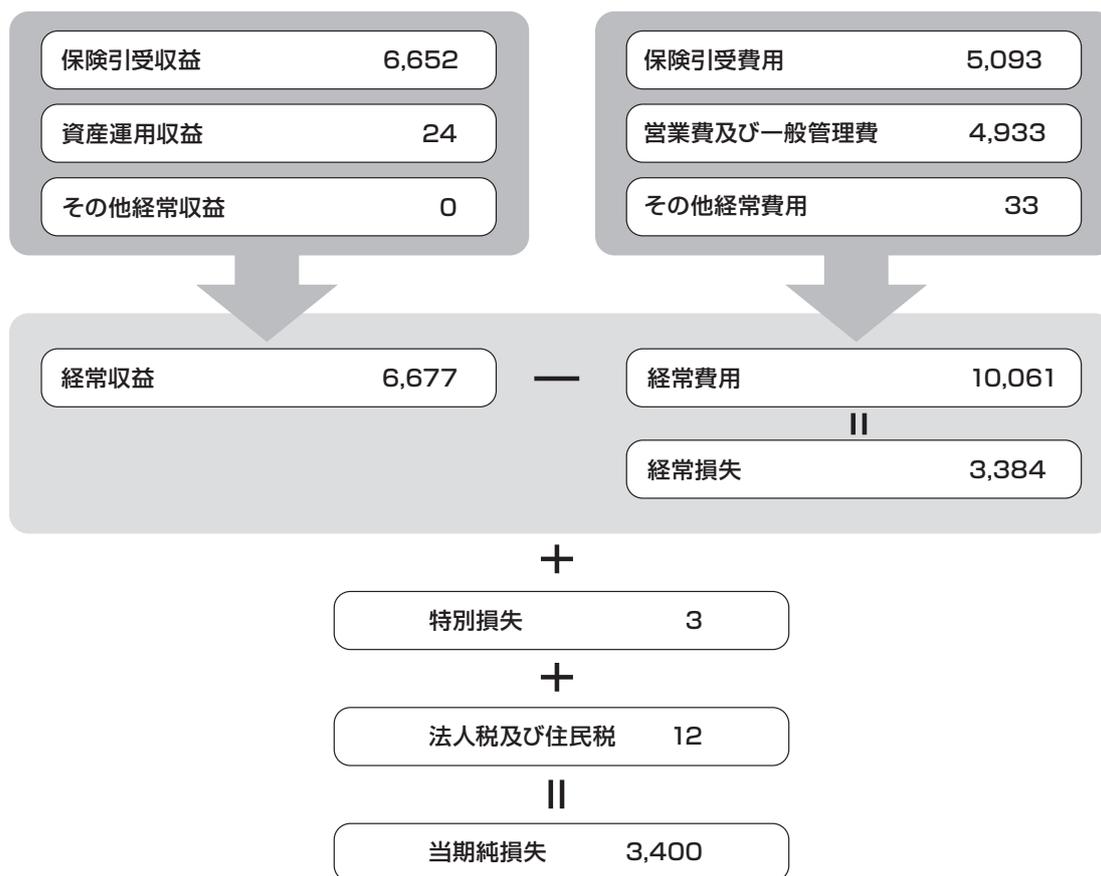
資産の運用につきましては、前年度に引き続き、国債及び格付の高いユーロ円債等の債券を中心とした安全な運用を行なった結果、利息及び配当金収入は32百万円となり、前年度と比べて23百万円増加いたしました。

今後のわが国の経済は、引き続き緩やかな景気回復が見込まれるものの、その先行きにつきましては予断を許さないものがあり、損害保険業界においても、販路の多様化や、更なる価格・サービス競争の激化が見込まれます。

当社といたしましては、日本興亜保険グループの一員として、新たにスタートする新中期経営計画『**KAKUSHIN**（革新・核心・確信）』のもと、新規販売網の拡充と強化により収入保険料の拡大を目指すとともに、経営基盤の拡充と強化を図ってまいります。

なお、当社は、平成17年11月25日に主たる保険金に付随してお支払いする費用保険金等の支払漏れに関連し、金融庁より保険業法第132条第1項に基づく「業務改善命令」を受けました。当社といたしましては、今回の処分を真摯に受け止め、再発防止に努めるとともに、全ての事業活動の原点にコンプライアンスを置き、またリスク管理態勢を強化してまいります。

●平成17年度決算の仕組み(単位:百万円)



## 2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
正味収入保険料の額 (対前期増収率)	1,083 (296,152.0%)	3,562 (228.9%)	5,962 (67.4%)	6,383 (7.1%)	6,644 (4.1%)
経 常 収 益	1,096	3,576	5,974	6,393	6,677
経 常 損 失	4,545	3,940	3,701	3,183	3,384
当 期 純 損 失	4,556	3,951	3,715	3,199	3,400
資 本 金 (発行済株式総数)	9,000 (180千株)	9,000 (180千株)	9,000 (180千株)	14,000 (280千株)	14,000 (280千株)
純 資 産 額	11,920	7,975	4,259	11,068	7,581
総 資 産 額	13,288	11,854	10,069	17,560	14,643
特別勘定又は積立勘定として 経 理 さ れ た 資 産 額	—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	814	2,424	3,910	4,160	4,351
貸 付 金 残 高	—	—	—	—	—
有 価 証 券 残 高	8,494	7,027	6,232	12,759	10,145
ソルベンシー・マージン比率	14,946.8%	7,282.4%	2,094.1%	3,885.3%	2,618.7%
配 当 性 向	—	—	—	—	—
従 業 員 数	183名	192名	228名	235名	249名

### 3. 業務の状況を示す指標等

#### (1) 主要な業務の状況を示す指標等

##### ①正味収入保険料

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度		平成16年度			平成17年度			
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%			
火災		—	—	—	—	—	—	—	—	
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害		—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車		5,769	96.8	68.8	6,238	97.7	8.1	6,443	97.0	3.3
自動車損害賠償責任		192	3.2	33.6	144	2.3	△24.9	201	3.0	38.8
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		5,962	100.0	67.4	6,383	100.0	7.1	6,644	100.0	4.1

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

##### ②元受正味保険料

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度		平成16年度			平成17年度			
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%			
火災		—	—	—	—	—	—	—	—	
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害		—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車		5,805	100.0	68.8	6,297	100.0	8.5	6,492	100.0	3.1
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		5,805	100.0	68.8	6,297	100.0	8.5	6,492	100.0	3.1

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

##### ③受再正味保険料

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度		平成16年度			平成17年度			
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%			
火災		—	—	—	—	—	—	—	—	
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害		—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任		192	100.0	33.6	144	100.0	△24.9	201	100.0	38.8
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		192	100.0	33.6	144	100.0	△24.9	201	100.0	38.8

## ④支払再保険料

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災		—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車		35	100.0	68.6	58	100.0	65.2	48	100.0	△16.6
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		35	100.0	68.6	58	100.0	65.2	48	100.0	△16.6

## ⑤解約返戻金

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災		—	—	—
海上		—	—	—
傷害		—	—	—
自動車		59	71	72
自動車損害賠償責任		2	3	3
その他		—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)
合計		62	75	75

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

## ⑥保険引受利益

(単位:百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
保険引受収益		5,966	6,390	6,652
保険引受費用		5,185	5,101	5,093
営業費及び一般管理費		4,484	4,440	4,933
その他収支		0	△0	0
保険引受利益		△3,703	△3,151	△3,375

(注) 1.営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。  
2.その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

[保険種目別保険引受利益]

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災		—	—	—
海上		—	—	—
傷害		—	—	—
自動車		△3,703	△3,151	△3,375
自動車損害賠償責任		—	—	—
その他		—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)
合計		△3,703	△3,151	△3,375

⑦正味支払保険金・正味損害率

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		構成比%	損害率%	構成比%	損害率%	構成比%	損害率%
火災		—	—	—	—	—	—
海上		—	—	—	—	—	—
傷害		—	—	—	—	—	—
自動車		2,042	97.8	3,217	96.6	3,480	96.2
自動車損害賠償責任		45	2.2	112	3.4	138	3.8
その他		—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		2,087	100.0	3,330	100.0	3,619	100.0

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料×100

⑧元受正味保険金

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火災		—	—	—	—	—	—
海上		—	—	—	—	—	—
傷害		—	—	—	—	—	—
自動車		2,042	100.0	3,226	100.0	3,480	100.0
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		2,042	100.0	3,226	100.0	3,480	100.0

⑨受再正味保険金

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火災		—	—	—	—	—	—
海上		—	—	—	—	—	—
傷害		—	—	—	—	—	—
自動車		—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		45	100.0	112	100.0	138	100.0
その他		—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		45	100.0	112	100.0	138	100.0

⑩回収再保険金

(単位：百万円)

年度 種目	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		構成比%		構成比%		構成比%
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	8	100.0	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	—	—	8	100.0	—	—

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金の額

該当ありません。

②正味事業費率

(単位：百万円)

年度 区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
保険引受に係る事業費	4,887	4,817	5,280
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)	4,484	4,440	4,933
(諸手数料及び集金費)	402	376	346
正味事業費率	82.0%	75.5%	79.5%

(注)正味事業費率=保険引受に係る事業費 ÷ 正味収入保険料 × 100

③正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

年度 種目	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	46.7	84.7	131.4	65.2	77.2	142.4	68.0	82.0	150.0
自動車損害賠償責任	23.5	—	23.5	77.5	—	77.5	68.9	—	68.9
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	46.0	82.0	128.0	65.5	75.5	141.0	68.0	79.5	147.5

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷(正味収入保険料)  
 2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷(正味収入保険料)  
 3. 合算率(コンバインド・レシオ)=正味損害率+正味事業費率

④出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	平成17年度		
	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	—	—	—
海 上	—	—	—
傷 害	—	—	—
自 動 車	69.6	83.2	152.8
そ の 他	—	—	—
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)
合 計	69.6	83.2	152.8

- (注) 1.地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。  
 2.発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料  
 3.事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料  
 4.合算率(コンバインド・レシオ)=発生損害率+事業費率  
 5.出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額  
 6.出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

当社にて取り扱う保険契約はすべて国内契約のため、収入保険料は100%国内契約によるものとなります。

⑥出再を行なった再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

出再先保険会社の数	出再保険料の上位5社の出再先に集中している割合
2	100.0%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

⑦出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他(格付なし・不明・BB以下)	合計
出再保険料における、格付毎の割合	100.0%	—%	—%	100.0%

(注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。  
 格付区分は、スタンダード&プアーズ(S&P)社の格付を使用しています。

⑧未収再保険金の額

<未収再保険金の推移(3年度)>

(単位:百万円)

種目計		平成15年度	平成16年度	平成17年度
1	年度開始時の未収再保険金	—	—	—
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	—	8	—
3	当該年度回収等	—	8	—
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	—	—	—

(注) 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。

### (3) 経理に関する指標等

#### ① 支払備金

(単位：百万円)

種目		年度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
火	災		—	—	—
海	上		—	—	—
傷	害		—	—	—
自	動	車	1,064	1,338	1,373
自動車損害賠償責任			33	50	51
その他の			—	—	—
(うち賠償責任)			(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)			(—)	(—)	(—)
合計			1,097	1,389	1,425

#### ② 責任準備金

(単位：百万円)

種目		年度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
火	災		—	—	—
海	上		—	—	—
傷	害		—	—	—
自	動	車	3,648	3,876	3,997
自動車損害賠償責任			262	283	353
その他の			—	—	—
(うち賠償責任)			(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)			(—)	(—)	(—)
合計			3,910	4,160	4,351

#### ③ 責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率の記載をしておりません。

#### ④ 引当金

<平成16年度>

(単位：百万円)

区分		平成15年度末 残高	平成16年度 増加額	平成16年度減少額		平成16年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒 引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
退職給付引当金		30	△5	—	—	24
賞与引当金		109	104	109	—	104
価格変動準備金		4	2	—	—	6
合計		144	100	109	—	135

<平成17年度>

(単位：百万円)

区 分		平成16年度末 残 高	平成17年度 増加額	平成17年度減少額		平成17年度末 残 高
				目的使用	その他	
貸 倒 引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
退職給付引当金		24	45	39	—	30
賞与引当金		104	111	104	—	111
価格変動準備金		6	2	—	—	8
合 計		135	159	143	—	151

⑤貸付金償却の額

該当ありません。

⑥資本金等明細表(含む利益準備金及び任意積立金)

<平成16年度>

(単位：百万円)

区 分		平成15年度末 残 高	平成16年度 増加額	平成16年度 減少額	平成16年度末 残 高
資 本 金		9,000	5,000	—	14,000
うち 既発行株式	普通株式	(18万株) 9,000	(10万株) 5,000	—	(28万株) 14,000
	合 計	(18万株) 9,000	(10万株) 5,000	—	(28万株) 14,000
資本準備金 及び その他 資本剰余金	(資本準備金)	9,000	5,000	—	14,000
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合 計	9,000	5,000	—	14,000
利益準備金 及び 任意積立金	(利益準備金)	—	—	—	—
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

<平成17年度>

(単位：百万円)

区 分		平成16年度末 残 高	平成17年度 増加額	平成17年度 減少額	平成17年度末 残 高
資 本 金		14,000	—	—	14,000
うち 既発行株式	普通株式	(28万株) 14,000	—	—	(28万株) 14,000
	合 計	(28万株) 14,000	—	—	(28万株) 14,000
資本準備金 及び その他 資本剰余金	(資本準備金)	14,000	—	—	14,000
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合 計	14,000	—	—	14,000
利益準備金 及び 任意積立金	(利益準備金)	—	—	—	—
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

⑦損害率の上昇に対する経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定しています。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 増加する発生損害額＝既経過保険料×1%</li> <li>○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。</li> <li>○ 増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</li> <li>○ 経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>
経常損失の増加額	15百万円 (注) 異常危険準備金取崩額の増加額 46百万円

(注) 自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しています。

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

(単位:百万円)

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		構成比%		構成比%		構成比%
預貯金	1,887	18.7	2,958	16.8	3,187	21.8
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	6,232	61.9	12,759	72.6	10,145	69.3
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	73	0.7	62	0.3	76	0.5
運用資産計	8,193	81.4	15,779	89.9	13,408	91.6
総資産	10,069	100.0	17,560	100.0	14,643	100.0

②利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:百万円)

区分	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		利回り%		利回り%		利回り%
預貯金	0	0.01	0	0.00	—	—
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	0	0.18	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	11	0.16	8	0.16	32	0.27
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小計	11	0.13	8	0.09	32	0.22
その他	—	—	—	—	—	—
合計	11	—	8	—	32	—

(注) 利回りは [収入金額÷月平均運用額] で算出しています。

③海外投融資残高及び海外投融資利回り

(単位：百万円)

区分		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	1,303	100.0	801	100.0	200	100.0
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	1,303	100.0	801	100.0	200	100.0
合計		1,303	100.0	801	100.0	200	100.0
海外投融資利回り		0.39%		0.37%		0.35%	

④商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

⑤保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
国債		4,428	71.1	11,457	89.7	9,444	93.1
地方債		—	—	—	—	—	—
社債		—	—	—	—	—	—
株式		—	—	—	—	—	—
外国証券		1,303	20.9	801	6.2	200	2.0
その他の証券		500	8.0	500	3.9	500	4.9
貸付有価証券		—	—	—	—	—	—
合計		6,232	100.0	12,759	100.0	10,145	100.0

⑥保有有価証券利回り

(単位：%)

区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
公社債		0.13	0.13	0.28
株式		—	—	—
外国証券		0.39	0.37	0.35
その他の証券		0.01	0.00	0.00
合計		0.16	0.16	0.27

⑦有価証券の種類別の残存期間別残高

<平成16年度>

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの 無いものを含む)	合計
国 債	1,913	5,510	4,033	—	—	—	11,457
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	600	201	—	—	—	—	801
その他の証券	—	—	—	—	—	500	500
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,513	5,712	4,033	—	—	500	12,759

<平成17年度>

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの 無いものを含む)	合計
国 債	3,499	3,976	1,968	—	—	—	9,444
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	200	—	—	—	—	—	200
その他の証券	—	—	—	—	—	500	500
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	3,699	3,976	1,968	—	—	500	10,145

⑧業種別保有株式の額

該当ありません。

⑨貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑩担保別貸付金残高

該当ありません。

⑪用途別の貸付金残高及び構成比

該当ありません。

⑫業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑬規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭不動産及び動産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
土 地		—	—	—
	営業用	—	—	—
	賃貸用	—	—	—
建 物		73	62	76
	営業用	73	62	76
	賃貸用	—	—	—
建設仮勘定		—	—	—
	営業用	—	—	—
	賃貸用	—	—	—
不動産計		73	62	76
	営業用	73	62	76
	賃貸用	—	—	—
動 産		268	238	221
合 計		341	300	298

(5) 特別勘定に関する指標

①特別勘定資産残高

該当ありません。

②特別勘定資産

該当ありません。

③特別勘定の運用収支

該当ありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

<平成16年度末>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	計
火 災		—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—
傷 害		—	—	—	—	—
自 動 車		3,434	442	—	—	3,876
自動車損害賠償責任		283	—	—	—	283
その他		—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合 計		3,717	442	—	—	4,160

<平成17年度末>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	計
火 災		—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—
傷 害		—	—	—	—	—
自 動 車		3,600	396	—	—	3,997
自動車損害賠償責任		353	—	—	—	353
その他		—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合 計		3,954	396	—	—	4,351

## Ⅱ 財産の状況

### 1. 計算書類

#### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成16年度 (平成17年3月31日現在)	平成17年度 (平成18年3月31日現在)	科 目	平成16年度 (平成17年3月31日現在)	平成17年度 (平成18年3月31日現在)
( 資 産 の 部 )			( 負 債 の 部 )		
現金及び預貯金	2,958	3,187	保険契約準備金	5,550	5,776
預 貯 金	2,958	3,187	支 払 備 金	1,389	1,425
有 価 証 券	12,759	10,145	責 任 準 備 金	4,160	4,351
国 債	11,457	9,444	そ の 他 負 債	798	1,134
外 国 証 券	801	200	未 払 法 人 税 等	31	30
そ の 他 の 証 券	500	500	預 り 金	6	7
不 動 産 及 び 動 産	300	298	未 払 金	456	744
建 物	62	76	仮 受 金	304	351
動 産	238	221	退 職 給 付 引 当 金	24	30
そ の 他 資 産	1,542	1,012	賞 与 引 当 金	104	111
未 収 金	294	326	価 格 変 動 準 備 金	6	8
未 収 収 益	5	2	繰 延 税 金 負 債	7	—
預 託 金	201	214	負 債 の 部 合 計	6,491	7,061
仮 払 金	312	110	( 資 本 の 部 )		
ソ フ ト ウ ェ ア	728	358	資 本 金	14,000	14,000
			資 本 剰 余 金	14,000	14,000
			資 本 準 備 金	14,000	14,000
			利 益 剰 余 金	△16,944	△20,344
			当 期 未 処 理 損 失	16,944	20,344
			( 当 期 純 損 失 )	(3,199)	(3,400)
			株 式 等 評 価 差 額 金	13	△73
			資 本 の 部 合 計	11,068	7,581
資 産 の 部 合 計	17,560	14,643	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	17,560	14,643

(貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
  - (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。  
なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
  - (2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。
2. 不動産及び動産の減価償却は定率法により行っております。
3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務見込額に基づいて計上しております。  
なお、退職金制度の一部を適格退職年金制度に移行しており、期末日現在の年金資産合計額は124百万円であります。
5. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
6. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
7. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。  
なお、資産にかかる控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
8. 自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間に基づく定額法により行っております。
9. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10. 不動産及び動産の減価償却累計額は656百万円であります。
11. 貸借対照表上の純資産から株式等評価差額金を控除した金額と資本金及び資本準備金の合計額との差額である資本の欠損の額は20,344百万円であります。
12. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、口に掲げる保険を除く)	1,384百万円
同上にかかる出再支払備金	11百万円
<hr/>	
差引(イ)	1,373百万円
自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	51百万円
<hr/>	
計(イ+口)	1,425百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	3,615百万円
同上にかかる出再責任準備金	14百万円
<hr/>	
差引(イ)	3,600百万円
その他の責任準備金(口)	750百万円
<hr/>	
計(イ+口)	4,351百万円
13. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目		平成16年度 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)	平成17年度 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)
経常損益の部	経常収益	6,393	6,677
	保険引受収益	6,390	6,652
	正味収入保険料	6,383	6,644
	積立保険料等運用益	6	7
	資産運用収益	2	24
	利息及び配当金収入	8	32
	積立保険料等運用益振替	△6	△7
	その他経常収益	0	0
	経常費用	9,576	10,061
	保険引受費用	5,101	5,093
	正味支払保険金	3,330	3,619
	損害調査費用	852	902
	諸手数料及び集金費	376	346
	支払備金繰入額	291	35
責任準備金繰入額	249	190	
その他保険引受費用	0	0	
営業費及び一般管理費用	4,440	4,933	
その他経常費用	35	33	
経常損失	3,183	3,384	
特別損益の部	特別損失	2	3
	不動産動産処分損	0	1
	価格変動準備金繰入額	2	2
	税引前当期純損失	3,186	3,388
	法人税及び住民税	13	12
	当期純損失	3,199	3,400
	前期繰越損失	13,744	16,944
	当期未処理損失	16,944	20,344

## (損益計算書の注記)

- (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	6,693 百万円
支払再保険料	48 百万円
差引	6,644 百万円
- (2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	3,619 百万円
回収再保険金	－ 百万円
差引	3,619 百万円
- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	346 百万円
出再保険手数料	－ 百万円
差引	346 百万円
- (4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、口に掲げる保険を除く)	35 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	0 百万円
差引(イ)	34 百万円
自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	0 百万円
計(イ+ロ)	35 百万円
- (5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	145 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△21 百万円
差引(イ)	166 百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	23 百万円
計(イ+ロ)	190 百万円
- (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

有価証券利息・配当金	32 百万円
------------	--------
- 1株当たりの当期純損失は12,145円56銭であります。算定上の基礎である当期純損失は3,400百万円、普通株式に係る当期純損失は3,400百万円、普通株式の期中平均株式数は280千株であります。なお、普通株主に帰属しない金額はありません。
- 当期より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。なお、これによる影響はありません。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成16年度 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)	平成17年度 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期純利益(△は当期純損失)		△3,186	△3,388
減 価 償 却 費		459	442
支 払 備 金 の 増 加 額		291	35
責 任 準 備 金 の 増 加 額		249	190
退 職 給 付 引 当 金 の 増 加 額		△5	6
賞 与 引 当 金 の 増 加 額		△5	7
価 格 変 動 準 備 金 の 増 加 額		2	2
利 息 及 び 配 当 金 収 入		△8	△32
不 動 産 動 産 関 係 損 益		0	35
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		△179	159
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		174	347
そ の 他		△147	—
小 計		△2,355	△2,194
利 息 及 び 配 当 金 の 受 取 額		23	56
法 人 税 等 の 支 払 額		△12	△13
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>△2,345</b>	<b>△2,151</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有 価 証 券 の 取 得 に よ る 支 出		△9,027	—
有 価 証 券 の 売 却 ・ 償 還 に よ る 収 入		2,500	2,500
II①小計		△6,527	2,500
(I+II①)		(△8,872)	(348)
不 動 産 及 び 動 産 の 取 得 に よ る 支 出		△57	△118
不 動 産 及 び 動 産 の 売 却 に よ る 収 入		0	—
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>△6,584</b>	<b>2,381</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
株 式 発 行 に よ る 収 入		10,000	—
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>10,000</b>	<b>—</b>
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		<b>—</b>	<b>—</b>
<b>V 現金及び現金同等物の増加額</b>		<b>1,070</b>	<b>229</b>
<b>VI 現金及び現金同等物 期首残高</b>		<b>2,387</b>	<b>3,458</b>
<b>VII 現金及び現金同等物 期末残高</b>		<b>3,458</b>	<b>3,687</b>

## (キャッシュ・フロー計算書の注記)

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	3,187百万円
有価証券	10,145百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 9,645百万円
現金及び現金同等物	3,687百万円
- 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 損失処理の状況

(単位:百万円)

区分		年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
当 期 未 処 理 損 失			13,744	16,944	20,344
損 失 処 理 額			—	—	—
次 期 繰 越 損 失			13,744	16,944	20,344
利益金に 関する 諸 指 標	一株当たり配当額		一円一銭	一円一銭	一円一銭
	一株当たり当期純損失		20,641円51銭	16,173円97銭	12,145円56銭
	配 当 性 向		—%	—%	—%

(注) 1株当たり当期損失は [ 当期純損失 ÷ 期中平均株数 (加重平均) ] により算出しております。

## 2. リスク管理債権

- |               |          |
|---------------|----------|
| (1) 破綻先債権     | 該当ありません。 |
| (2) 延滞債権      | 該当ありません。 |
| (3) 3カ月以上延滞債権 | 該当ありません。 |
| (4) 貸付条件緩和債権  | 該当ありません。 |

## 3. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

## 4. 債務者区分に基づいて区分された債権

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 該当ありません。 |
| (2) 危険債権              | 該当ありません。 |
| (3) 要管理債権             | 該当ありません。 |
| (4) 正常債権              | 該当ありません。 |

## 5. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項 目	平成16年度末	平成17年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	11,523	7,987
資本の部合計 (社外流出予定額、繰延資産及び その他有価証券評価差額金を除く)	11,055	7,655
価格変動準備金	6	8
異常危険準備金	442	396
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	18	△73
土地の含み損益	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2 + R_4 + R_5}$	593	610
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	489	502
予定利率リスク (R <sub>2</sub> )	—	—
資産運用リスク (R <sub>3</sub> )	145	120
経営管理リスク (R <sub>4</sub> )	20	20
巨大災害リスク (R <sub>5</sub> )	61	72
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	3,885.3%	2,618.7%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。  
なお、当期から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、前期と当期の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

### 【ソルベンシー・マージン比率】

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ①保険引受上の危険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く)  
(一般保険リスク)
  - ②予定利率上の危険 : 積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険  
(予定利率リスク)
  - ③資産運用上の危険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等  
(資産運用リスク)
  - ④経営管理上の危険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの  
(経営管理リスク)
  - ⑤巨大災害に係る危険 : 通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険  
(巨大災害リスク)
- ・ 「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の資本、諸準備金 (価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益等の総額であります。
- ・ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

## 6. 時価情報等

### (1) 有価証券

- ① 売買目的有価証券 該当ありません。  
 ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当ありません。  
 ③ その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種 類		平成16年度末			平成17年度末		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差額	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公社債	11,437	11,457	19	1,500	1,501	0
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	801	801	0	200	200	0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	12,238	12,259	20	1,700	1,701	0
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公社債	—	—	—	8,017	7,943	△73
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	8,017	7,943	△73
合 計		12,238	12,259	20	9,718	9,645	△73

### ④ 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

- 1) 満期保有目的の債券 該当ありません。  
 2) その他有価証券

(単位:百万円)

年 度	平成16年度末	平成17年度末
MRF (マネーリザーブファンド)	500	500

- (2) 金銭の信託 該当ありません。  
 (3) 金融先物取引等 該当ありません。  
 (4) 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引 該当ありません。  
 (5) 先物外国為替取引 該当ありません。  
 (6) 証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、  
 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引  
 又は外国市場証券先物取引 該当ありません。  
 (7) 証券取引法に規定する有価証券先物取引、  
 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引 該当ありません。

## 財務諸表の適正性に関する確認書

当社の代表取締役社長である熊野御堂厚は、当社の平成17年度の財務諸表につきまして、適正性及び作成に係る内部監査の有効性を、以下のとおり確認しております。

当社では、財務諸表の作成にあたり、業務分担及び責任部門が明確化されており、各責任部門において適切な業務体制が構築されております。

また、業務の実施部門から独立した内部監査部門が内部統制の適切性・有効性を検証しており、監査結果については経営者に対し適切に報告されております。

重要な経営情報については、取締役会及び経営会議において適切に付議・報告されております。

以上を前提に、以下の方法で財務諸表の適正性を確認しております。

1. 財務諸表の原稿を作成した当社の各部門長は、その作成過程を点検した上で適正であることを確認し、作成過程の概要と点検方法を明示し適正であると判断した根拠を示した適正性に関する内部確認書を提出しております。
2. 財務諸表の記載内容の適正性については内部監査部門の監査を受け、重要な指摘事項がない旨の監査報告書の提出を受けております。
3. 第1項の内部確認書を監査役に提出し、監査役から重要な指摘事項がない旨の意見書提出を受けております。
4. 第1項乃至第3項に係る書類を取締役に提出した上で協議し、財務諸表が適正に作成されたこと及び当該財務諸表作成に係る内部監査が有効であることの確認決議をしております。
5. 監査対象となる会計に関する部分については会計監査人の監査を受け、記載内容に関し重要な指摘事項がないことを確認しております。

以 上

2006年6月15日

そんぽ24損害保険株式会社

代表取締役社長

熊野御堂 厚

本確認書は、金融庁監督局長から発出された平成17年10月7日付金監第2835号「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」に基づき記載するものです。

## 損害保険用語の解説

---

## か行

### 【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。

### 【過失相殺】

損害賠償額の算出にあたり、損害の発生について被害者にも過失が認められる場合に、損害額から被害者側の過失に相当する部分を減額することをいいます。

### 【記名被保険者】

自動車保険において、ご契約の対象となるお車を日常主に使用される方で、保険証券の賠償被保険者欄に記載されている方をいいます。

### 【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思により契約を消滅させることを、解除といいます。具体的には、保険契約者からの申し出による解除（いわゆる解約のことです）、告知義務・通知義務違反による保険会社からの解除などがあります。

### 【契約の失効】

約款の定めまたは法律の規定により、一定の事由（補償の対象としない事故による保険の対象の滅失など）が生じた場合に、契約が将来に向かって当然に効力を失うとされているとき、これを失効といいます。失効後は事故が発生しても保険会社は保険金を支払いません。

### 【告知義務】

保険契約者は保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出、重要な事項について事実と反する事を申し出てはならないという義務をいいます。

## さ行

### 【再保険】

保険会社が引き受けた元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分について別の保険会社に保険を付すことです。再保険することを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

### 【再保険料】

再保険に際して支払われる保険料のことをいいます。

### 【参考純率】

任意自動車保険において、保険料のうち保険金の支払いにあてられる部分については、参考となる料率が損害保険料率算出機構から保険会社に提供されます。この料率を参考純率といい、保険会社は自社の料率の基礎として利用することができます。

### 【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害調査費、営業費および一般管理費、諸手数料および集金費を総称したものです。

### 【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことです。

### 【重複保険】

同一の被保険利益(保険の対象)について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

### 【責任準備金】

将来の保険金支払いなどの保険契約上保険会社が負う債務に対して、あらかじめ保険会社が積み立てる準備金のことです。

### 【全損】

保険の対象が完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合のことです。前者の場合を現実全損(「絶対全損」ともいいます)、後者の場合を経済的全損といいます。

### 【損害てん補】

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいいます。

### 【損害保険契約者保護機構】

引受保険会社が破綻した場合に保険金等を補償する仕組みで、すべての損害保険会社が加入しています。

### 【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて、昭和23年に設立された損害保険料率算定会と昭和39年に設立された自動車保険料率算定会との統合により、平成14年7月1日から新たに業務を開始した料率算出団体です。

火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率の算出、自動車損害賠償責任保険・地震保険の基準料率の算出及び金融庁への届け出等を行うとともに、自動車損害賠償責任保険の損害調査を行っています。

### 【損害率】

支払保険金の収入保険料に対する比率をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

## た 行

### 【大数の法則】

保険事故の発生頻度や大きさのように、一見偶然や不規則にみえる事象であってもデータを大量に観察すると、その事象が規則性をもって発生し一定の値に近づくことがわかります。このような法則を大数の法則といいます。

### 【超過保険・一部保険】

契約者は保険金額(ご契約金額)を自由に定めることができますが、保険金額が保険価額(後記「は行」参照)より少ない場合を一部保険といい、保険金額が保険価額より多い場合を超過保険といいます。超過保険の超過部分は無効となります。

### 【通知義務】

保険を契約した後、保険の対象を譲渡するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者に保険会社へ連絡していただく義務をいいます。

## は 行

### 【被保険者】

保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

### 【比例てん補】

保険価額に対する保険金額の割合をもって支払保険金を縮小して支払うことです。

### 【分損】

全損に至らない損害をいいます。

### 【法律によって付保が義務づけられている保険】

自動車損害賠償責任保険(強制保険)のように政策的理由から、法律等で加入することが義務づけられている保険のことをいいます。

### 【保険価額】

保険事故の発生により、被保険者が被る可能性のある損害の最高限度額を意味します。保険による利得は認められないという利得禁止の原則があるため、保険価額以上に保険金額を定めても、超過部分は無効となります。

### 【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間です。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと通常定めています。

## 【保険金】

保険事故により、損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

## 【保険金額】

契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められています。

## 【保険金が支払われない場合(「免責条項」)】

保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事由については例外としてその義務を免れることになっています。

## 【保険契約者】

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

## 【保険契約準備金】

保険会社が保険契約に基づく責任を遂行するために積み立てる準備金で、前述の支払備金および責任準備金があります。

## 【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払を約束した偶然な事実をいいます。交通事故によって損害が発生することなどがその例です。

## 【保険の対象(「保険の目的」)】

保険をつける対象のことをいいます。自動車保険では自動車がこれにあたります。

## 【保険引受利益】

損害保険の引受によって得られる利益をいいます。「保険引受収益」から「保険引受費用」と「保険引受に係る営業費及び一般管理費」を減じ、「その他収益」を加えて算出されます。

## 【保険約款】

保険契約の内容を定めたものです。保険約款は保険契約に共通の契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補足・修正する特別約款(特約条項)から構成されます。

## 【保険料即収の原則】

契約の締結と同時に保険会社が保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。

## ま 行

### 【免責金額】

保険契約者の保険料負担の軽減を目的として、小損害を自己負担にするために設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、通常、免責金額を控除した金額が支払われます。

### 【元受保険料】

保険会社が元受保険契約に基づき保険契約者から受け取る保険料のことです。

# **そんぽ24 業績のお知らせ 2006**

2006年7月

**そんぽ24 損害保険株式会社**

〒170-6044 東京都豊島区東池袋3-1-1

企画本部 03-5957-0111 (代)